

## 預金口座振替サービス『ふりかえべんりくん』約款

### 1. サービスの内容

- (1) 預金口座振替サービス『ふりかえべんりくん』（以下「本サービス」といいます）とは、当社でのお買付代金等について、池田泉州銀行のお客さま預金口座から当社証券口座に、お届け印なしで、資金移動を行う入金サービスをいいます。
- (2) 本サービスをご利用されるためには、予め当社の証券口座を開設されている必要があります。

### 2. 利用対象者

- (1) 個人のお客さまを対象とします。

### 3. 対象金融機関

- (1) 池田泉州銀行

### 4. 利用可能口座

- (1) ご指定いただく銀行口座の名義は、当社証券口座と同一名義に限らせていただきます。
- (2) 本サービスでの利用可能な預金口座は普通預金および当座預金とさせていただきます。
- (3) 本サービスでの指定口座は1口座のみとさせていただきます。

### 5. 利用方法

- (1) 本サービスのお取扱い開始には、所定の預金口座振替依頼書によりお申込みいただくから約1週間程度を要します。
- (2) 預金口座から証券口座への振替依頼については、お客さまから、毎回、お電話により、振替金額・振替日を当社へご連絡ください。  
なお、ご連絡内容につきましては、音声の録音により管理させていただきますので、ご了承ください。

### 6. 振替内容

- (1) 振替可能日は、毎営業日とします。
- (2) 振替内容のご連絡受付時間は、原則として振替日の前営業日の15：30までとさせていただきます。
- (3) 一度ご連絡いただいた内容は、原則として取消できませんので、ご了承ください。
- (4) お振替金額の上限は1億円とします。
- (5) お客さま預金口座には、振替日の前日までに、振替金額をご用意いただく必要があります。
- (6) お客さま預金口座からの振替可能金額には、当座貸越（総合口座取引による当座貸越を含む）は含めません。
- (7) 手数料：無料

## 7. 振替結果のご案内

- (1) 預金残高不足等により振替ができなかった場合は、再振替処理をいたしませんので、買付代金等については、当社が指定する日までに、銀行窓口等で別途お客さまご自身で当社証券口座に、お振込手続を行ってください。

## 8. 届出の変更

- (1) お客さまの氏名、ご指定口座等届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面により届出ください。
- (2) この届出を怠ったことにより生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

## 9. 解約

- (1) 本サービスは次のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
  - ・お客さまが当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
  - ・お客さまが当社の証券口座を解約された場合
  - ・当社が本サービスの解約を申し出た場合
  - ・当社が本サービスを中止した場合

## 10. 約款の準用

- (1) 預金口座振替に関し、この約款に定めのない事項については、振替指定銀行の取引約款等のほか、当社の他の約款の定めを準用します。

## 11. 当社の免責について

- (1) このサービスに関して、お客さまに生じた一切の事項について、当社は当社の責めによる場合を除き、何らの責任を負いません。

## 12. 約款の変更

- (1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。